

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和8年5月8日（金）午前10時00分～午前10時55分				
②	会	場	大洲市役所2階 大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽		
13	矢野正祥	14	一柳幸唯			16	形山康浩
		18	津國巳代子			20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅			36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	12	川本由紀美	15	平井城太郎	17	高岡利典
		19	池田雄一	35	堀内保宏		
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	竹田事務局長		松田次長		三瀬専門員	
		深部主任専門員		菊地主任専門員			
⑦	農業振興課	白岩係長		吉田主事			
⑧	会議の内容	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第30号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第31号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第32号	非農地証明について				
		議案第33号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第34号	令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について				
		議案第35号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について				
		議案第36号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について				
		議案第37号	大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正について				

事務局（局長）	ただいまから、令和８年第５回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	ただいまから議案審議に移ります。会議規則第３条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	これより本日の会議を開きます。 出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中17名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。 本日、12番川本由紀美委員、15番平井城太郎委員、17番高岡利典委員、19番池田雄一委員、35番堀内保宏委員から欠席の報告を受けております。 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。 まず、日程第１、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に34番跡部雅委員と36番和氣繁輝委員を指名いたします。 次に、日程第２、書記の指名を行います。 本日の会議の書記に、事務局の菊地主任専門員を指名いたします。 それでは、日程第３、議案審議に入ります。 まず、議案第29号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（専門員）	議案第29号農地法第３条の規定による許可申請について説明します。議案書１ページ並びに議案説明資料２ページから４ページを併せてご覧ください。１番と２番は、譲受人が同一の案件です。 １番、若宮字シバノクチの畑１筆99平方メートルの農地、及び２番、若宮字シバノクチの畑１筆383平方メートルについて、譲受人が経営規模拡大を図るため申請地を購入するものです。所有権移転後は野菜を栽培する計画です。農業は譲受人夫婦が年間を通じて従事します。 ２番の土地については筆界未定となっておりますが、隣接農地所有者から筆界に関しての承諾書の提出がされております。 ３番、新谷の畑１筆287平方メートルについて、亡くなった所有者の遺言により譲受人が申請地を取得するものです。所有権移転後は野菜を栽培する計画です。農業は譲受人が年間を通して従事します。 以上、３件のご審議をよろしくをお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。 １番。
２番	１番案件、２番案件は関連がありますので併せてご説明します。議案説明資料は２ページと３ページを参考にしてください。１番案件と２番案件は譲受人が同一の関連案件です。１番案件、２番案件とも売買による所有権移転です。申請地は大洲市総合福祉センターから北東へ約500メートルのところにある農地です。先月21日に事務局職員と現地確認を行い、申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人は現在も水稻や野菜などを栽培しており、今後も引き続き年間を通じて農業に従事していくとのことですので、耕作管理に問題ないと考えます。調査

	結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。以上2件、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	3番。
18番	3番案件についてご説明します。議案説明資料は4ページを参考にしてください。3番案件は遺贈による所有権移転です。申請地は新谷コミュニティセンターから北西へ約2キロメートルのところにある農地です。先月21日に事務局職員と現地確認を行いました。申請地が良好に管理されていることを確認しました。譲受人は亡き夫の農作業を手伝っておいりましたので農業経験はあります。今回申請地を取得するにあたり、野菜を栽培する旨の新規営農計画書が提出されております。今後の耕作状況を見守っていくこととします。農業に関しては、申請人が年間を通じて従事することとします。調査結果については議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員）	議案第30号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書2ページ、並びに別紙議案説明資料の5ページからを併せてご覧ください。1番、阿蔵の土地1筆です。申請地は、申請人の祖父が自己住宅、農機具等置場及び露天駐車場を建築しておりましたが、相続の際にその敷地が農地であることが判明したため、農地法に違反している状態を解消し、引き続き自己住宅等として利用するとの申請であります。申請地は、別紙議案説明資料6ページの位置図において赤色着色箇所のとおりとなっております。大洲市中心部から西北西に約1.4キロメートルの所に位置し、JR西大洲駅の周囲概ね300メートル以内の区域にある農地であることから、第3種農地と判断しました。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料5ページをご確認ください。なお、申請人から始末書が提出され反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。 2番、北只の土地1筆です。申請者が、利便性も良く住環境に適しており需要が見込まれるため、申請地に集合住宅を建築するとの申請であります。申請地は、別紙議案説明資料9ページの位置図において赤色着色箇所となっております。大洲市中心部から南南東に約1.1キロメートルの所に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内

	にある農地であることから、第3種農地として判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認ください。なお、申請地は貸露天駐車場としている違反状態です。これについて、申請人から始末書が提出され反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。 3番、河辺町横山の土地6筆です。申請地は山間部に位置し傾斜のある大変不便な農地であることから、申請人の兄が杉を植林していましたが、相続の際に農地であることが判明したため、農地法に違反している状態を解消し、引き続き山林として利用するとの申請であります。本件は、令和7年12月の第12回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされております。申請地は、別紙議案説明資料13から15ページの位置図において赤色着色箇所のおりとなっており、大洲市中心部から東に約15.6キロメートルの所に位置し、付近には公共施設等がなく一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料12ページをご確認ください。なお、申請人から始末書が提出され反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。 以上3件でございます。ご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。 1番。
1番	1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の5ページから7ページをお開きください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性につきましては、既に土地には自己住宅等が建築されており、違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地は、周囲を市道及び住宅地で囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	2番。
9番	2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の8ページから11ページをお開きください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。次に、一般基準である第3号の転用の確実性につきましては、既に当該土地は、平成の初め頃、大洲道路を建設する際の工事用車両置場として建設省に貸与しておりました。その後も近隣から駐車場として需要があり使用しており、違反転用になっていることから始末書の提出を頂いております。第4号の周辺農地等への影響につきましては、申請地は、周囲を市道及び住宅地で囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

	ます。
議長（会長）	3 番。
38番	議案説明資料の12ページから18ページをご覧ください。本件は、昨年の12月に開催されました第12回定例総会の議案第74号農業振興地域整備計画の変更におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第12回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、申請人は高齢で市外に居住しており、耕作管理が困難で他に受託者もないことなどから、山林管理しようとするものであり問題ないものと思われまます。また周辺農地等への影響につきましては、申請地は農用地区域の端にあり特に問題ないものと考えます。なお、既に当該土地には植林をされており、違反転用になっていることから始末書の提出を頂いております。よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として、送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として、送付することに決定いたしました。 次に、議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員）	議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。議案書3ページ、並びに別紙議案説明資料の19ページからを併せてご覧ください。 1番、徳森の土地295平方メートルの案件は、譲受人が現在居住している親の家が平成30年豪雨災害で被災したことから、安心安全に生活できる場所として申請地を売買により取得して自己住宅を建築しようとするものです。農地区分は大洲市中心部から東北東に約4.1キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料19ページをご確認ください。なお、本申請地には農地には建物および倉庫が建築されており、譲渡人から始末書が提出され、親の時代のことであるが申し訳ないとのことですので追認していただきますようお願いいたします。 2番案件につきましては、第30号議案の2番案件にてご審議いただきましたものと関連する案件でございます。2番、北只の土地560平方メートルの案件は、借受人が賃貸住宅の経営を行うにあたり申請地を借り受けて集合住宅を建築しようとするものです。農地区分は、大洲市中心部から南南東に約1.1キロメートルの所に位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地であることから、第3種農地と

	して判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料24ページをご確認ください。なお、申請地は貸露天駐車場としている違反転用の状態です。これについて貸渡人から始末書が提出され反省しておりますので、追認していただきますようお願いいたします。 3番の喜多山の土地782平方メートルの案件は、譲受人は土木工事業等営む会社ですが、令和6年に資材置場等として本件申請地奥の土地を取得しましたが、従業員用駐車場及び資材置場が不足しているため、申請地を譲り受けて資材置場・露天駐車場を設けようとするものです。農地区分は、大洲市中心部から北東に約7.5キロメートルの所に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料27ページをご確認ください。 以上3件でございます。ご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。 1番。
6番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の19ページから22ページを参考にしてください。申請地は20ページの位置図のとおり松山自動車道大洲インターチェンジから南東へ約900メートルに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明のとおり第2種農地であり、特に問題ないものと思われま。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。また、第4号の周辺農地等への影響ですが、21ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され反省しているようでありますので、追認許可はやむを得ないものと考えま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長（会長）	2番。
9番	それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。こちらは議案第30号の2番案件との関連案件です。議案説明資料の23ページから26ページを参考にしてください。申請地は24ページの位置図のとおり、松山自動車道大洲南インターチェンジから北東へ約150メートルに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地であり、特に問題ないものと思われま。次に、一般基準である第3号の転用の確実性ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。また、第4号の周辺農地等への影響ですが、25ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、申請地を露天駐車場としている違反転用に関しましては、貸渡人より始末書が提出され反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（会長）

3 番。

20 番

それでは 3 番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の 27 ページから 30 ページを参考にしてください。申請地は 28 ページの位置図のとおり、J R 喜多山駅から北東へ約 800 メートルに位置する農地になります。まず立地基準については、事務局説明のとおりであり特に問題ないものと思われます。次に、一般基準である第 3 号の転用の確実性ですが、許可が有り次第自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。また、第 4 号の周辺農地等への影響ですが、29 ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。よって、本件は農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として、送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として、送付することに決定いたしました。

次に、議案第 32 号非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局（主任専門員）

議案第 32 号非農地証明についてご説明申し上げます。議案書 4 ページ、並びに別紙議案説明資料 31 ページから併せてご覧ください。

1 番、平野町平地の土地 3 筆計 6,347 平方メートルの案件は、転用し復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。申し出によりますと、申請地は傾斜地で農作業の効率が悪いことから、昭和 53 年頃に植林して山林化しており、農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことでございます。

2 番、肱川町名荷谷の土地 1 筆 85 平方メートルの案件は、自然潰廃し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。申し出によりますと、申請地は作業用機械が入る道もなく、周囲も山林で効率が悪いと、40 年以上耕作しておらず竹林となっており、農地への復旧が著しく困難な状態となったとのことでございます。

以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1 番。

7 番

それでは、1 番の案件について調査結果をご報告いたします。議案説明資料の 31 ページから 33 ページを参考にしてください。申請地は 32 ページの位置図のとおり、高山西集会所より西に位置する農地になります。

	4月21日に事務局担当者と現地確認を行いました。申請者の申立のほか、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	2番。
33番	それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の34ページから36ページを参考にしてください。申請地は35ページの位置見取図のとおり、嘉城集会所から南東に約130メートルに位置する農地になります。4月24日に事務局職員と現地確認を行いました。申請者の申立、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願いに係る土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願いに係る土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定しました。 次に、議案第33号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（主任専門員）	議案第33号農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。議案書5ページ並びに別紙議案説明資料37ページから併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。1番、肱川名荷谷の土地6筆2,870平方メートルの案件は、申出地が山間部に位置しております。申出者は、現在山鳥坂ダム建設工事中であり、山鳥坂ダム建設が長期間におよぶことから、作業員が一定期間生活する労務宿舍等が必要となったため労務宿舍・衛生棟・露天駐車場を設け管理するため、除外の申出があったものでございます。なお、申出地は農用地区域の端にあたり、周辺地で耕作管理している農地はない状況であり、また、一部種苗センターとして利用されていましたが、現在休止状態であります。農用地内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れもないことから、除外の計画変更をしようとするものでございます。除外後の農地区分は、付近には公共施設等が無く、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。以上1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。 1 番。
事務局（主任専門員）	委員より報告書を扱っておりますので、代読いたします。 1 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の37ページから40ページをご覧ください。まず、立地基準である第2号の代替性要件につきましては、報告書記載のとおりであり問題ないものと考えます。次に、一般基準である転用の確実性につきましては、申出人は、現在山鳥坂ダムを建設工事中であり、工事が長期間となり現場作業員が一定期間生活する労務宿舍・衛生棟・露天駐車場が必要となったことから、隣接する農地等を一体利用し転用しようとしているため、問題はないものと思われます。 また、周辺農地等への影響につきましては、申請地周辺に農地はありますが隣接農地所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまふ。ご審議のほどよろしくお願ひします。 以上でございます。
議長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
34番	1点ちょっと確認させてください。今回の農地の除外ということなんですけれども、この図面を見ますと申請地211-1に関しては申請されていないのではないのでしょうか。
事務局（主任専門員）	210-2と211-1は関連地として一体利用地になるものでありまして、申請地は記載のとおりです。図面の色の塗り方が悪かったため、申し訳ございません。
議長（会長）	その他何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。 次に、議案第34号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてと、議案第35号令和8年度最適化活動の目標の設定等については、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第34号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況調査事務の実施状況の公表について、及び議案第35号令和8年度最適化活動の目標の設定等についてを一括してご説明申し上げます。

	議案書 6 ページから14ページまでをご覧ください。この 2 つの議案につきましては、先月の定例総会において、協議事項として上げさせていただきましたが、議案書 7 ページ及び 8 ページ、並びに 13 ページ目の遊休農地に関する事項について、修正して記入をさせていただいております。それ以外の内容につきましては、各委員さんから格別にご意見ありませんでしたので、ここに記載しておりますとおり、今後愛媛県を通じて中四国農政局への報告をさせていただきたいと思っております。以上ご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。 次に、議案第 36 号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます
事務局（専門員）	議案第 36 号農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてご説明します。議案書 15 ページから 28 ページをご覧ください。今回提出の事案は、所有者不明農地の公示制度を活用した農地の貸し借りでございます。この制度につきましては、前回ご説明させていただきましたが、今回初めてとなりますので、簡単に説明させていただきます。この制度は、農地の所有者が不明な場合や共有地で過半の持分を有する者の所在が不明な場合に農業委員会が所有者の探索し、その結果、判明しなかった場合、農業委員会がその旨を公示して、最終的に県知事の裁定を経て農地中間管理機構に利用権を設定する制度でございます。 本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を策定するものであり、同法律第 18 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。なお、本案件は承認ではなくご意見をお伺いするものであり、頂いたご意見については農地中間管理機構へ回答し、大洲市長へ認可申請する添付資料となります。 議案書 22 ページの 31 番をご覧ください。本計画案の内容といたしましては、農用地利用集積等促進計画案のとおりでございます。この計画案により貸し付けた土地は、農業委員会が農地法第 33 条第 1 項、同法第 32 条第 3 項の規定により、所有者不明農地として令和 7 年 9 月 1 日に公示しました。この公示の日から起算して 2 か月以内に所有者等から申出がなかったことから、その旨を農地中間管理機構へ通知しております。その後、法令の定めに従って手続きを進め、令和 8 年 2 月 3 日付の愛媛県知事の裁定によりえひめ農地中間管理機構に中間管理権が設定されました。この計画は、裁定された農地を農地中間管理機構から依頼者へ貸し付けるものでございます。計画案は、22 ページの 31 番に記載のとおり、1 筆 3,827 平方メートル、始期は令和 8 年 6 月 1 日、終期は令和 18 年 5 月 31 日、借賃は年間 22,962 円となっております。なお、第 1 回の振込は、

	令和9年2月22日とし、振込金額は賃借権の設定日（始期）から令和9年5月31日までの月割り金額を依頼者から農地中間管理機構へ振り込むこととなっております。なお、借賃に相当する補償金は、受け取る所有者がいないことから、貸借期間中の総額となる229,620円を農地中間管理機構が全額法務局へ供託しております。以上31番の事案についての説明は終わりますが、31番事案のほかにも農用地利用集積等促進計画案の事案がございますので、ご説明いたします。 本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては記載のとおりです。今回の概要については、議案書27ページに記載のとおりで利用権設定の内、使用貸借権の件、筆数が10件28筆、利用権設定33,926平方メートル、賃借権の件、筆数が29件35筆、利用権設定47,234平方メートルで利用権設定の件、筆数が計39件63筆、利用権設定の総面積は81,160平方メートルです。 続きまして、所有権移転の案件です。議案書は、28ページをご覧ください。1番2番は、同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により農地を取得するものです。面積は、1,062平方メートルです。利用目的は水稻です。以上所有権移転の件、筆数は議案書28ページに記載のとおり、えひめ農林漁業振興機構が仲介しているため、2件2筆、総面積は2,124平方メートルです。 問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えております。議題についての説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。
議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。
委員	（意見なし）
議長（会長）	特にご意見も無いようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議無いものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定いたしました。 次に、議案第37号大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局（次長）	議案第37号大洲市市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の一部改正についてご説明申し上げます。議案書は29ページ、議案説明資料は41ページ及び42ページをご覧ください。この議案は大洲市組織の再編に伴い、農林振興課長を農業振興課長に改める一部改正になります。施行日は公布の日から施行することとし、この規定による改正後の大洲市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会運営規程の規定は、令和8年4月1日に遡って適用することとします。説明は以上です。よろしく願います。

議長（会長）	ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり改正することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり改正することにいたします。 以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。